

## 第1章 序 論

### 1 教育の使命

教育の使命は、新教育基本法に示されている教育の目的の達成、すなわち、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民」を育成することである。(教育基本法第1条)

「人格の完成」や「個人の尊厳」などの普遍的な理念を継承しつつ、平成18年に改正された教育基本法においては、①知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した個人、②公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民、③我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指すことが明確にされた。このような理念を達成するためには、現下の社会経済情勢及び将来展望を十分に踏まえ、「教育立国」としてふさわしい教育の在り方を具体的に検討し、必要な政策を実行することが求められる。(文部科学省「第2期教育振興基本計画」平成25年6月)

また、新教育基本法では、新たに「生涯学習の理念」を加え、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる社会の実現が図られなければならない。(教育基本法第3条)」と明記している。

教育は、国にとっても中央市にとっても、百年の大計であり、人づくりこそが一人ひとりの幸福の実現と、国・市及び社会発展の基盤である。

中央市教育委員会は、教育の使命を自覚し、市民の負託に応え、教育振興基本計画を策定し、全力を挙げてこれを遂行して行かなければならない。

### 2 経過及び趣旨

平成18年12月、教育基本法が約60年ぶりに改定された。

新教育基本法は、教育を取り巻く様々な変化を踏まえた上で、「人格の完成」や「個人の尊厳」等、これまで同法が掲げてきた普遍的な理念を大切にしつつ、教育の目的を実現するために達成すべき目標を新たに掲げる等、新しい教育の理念を明示し改革を実効あるものにするため、政府や地方公共団体に教育振興基本計画の策定を求めている。

教育基本法(抜粋)

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策について基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

国においては、教育基本法第17条第1項に基づき、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策等についての基本的な計画として「教育振興基本計画」が平成20年7月

1日閣議決定された。この第1期計画の成果と課題を踏まえ、平成25年6月14日、第2期計画が閣議決定された。

第2期計画では、今の我が国に求められているのは「自立・協働・創造に向けた一人ひとりの主体的な学び」であるとして、「教育こそが、人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤である」としている。

一方、山梨県教育委員会では、平成21年2月に「やまなしの教育振興プラン」を策定し、諸般の施策を推進してきたが、時代の要請に的確に応えながら、本県教育の一層の振興を図るため、平成26年度から30年度までの5年間を計画期間とする教育振興の基本計画である『新やまなしの教育振興プラン』を策定した。

この計画では、「未来を拓く『やまなし』人づくり」の基本理念の下、「夢と希望に向かって自ら学び、考え、行動する『たくましい力』を育てる」、「他者を思いやり、社会の絆を深める『しなやかな心』を育む」の2つを基本目標とし、これを実現するために、10の基本方針および目標となる指標を設定している。

また、中央市は平成20年3月、「第1次中央市長期総合計画(平成20年度～29年度)」を策定した。新市の将来像として「実り豊かな生活文化都市」を掲げ、「まごころをはぐくむ教育」、「あらゆる世代への学びの提供」を目指している。

「第1次中央市長期総合計画」の前期5か年が終了したことに伴い基本計画を見直し、平成25年3月に、後期5か年を計画期間とした後期基本計画を策定した。

後期基本計画の策定にあたっては、前期計画における基本構想は継承しつつ、平成25年度から平成29年度までの5年間の、新たなまちづくりの基本となるよう施策や事業を再構成した。

中央市の「中」には「こころ」、「央」には「求める」という意味もある。中央市教育委員会は、人格の完成をめざし、心身共に健康な市民の育成を期して、平成18年12月、「中央市の教育の基本」を決定し、「まごころ」を基本に、生きる力をはぐくむ教育、命を大切にす教育、信頼しあう教育を推進している。

本計画は、こうした経緯を受け、前記計画などを参酌し、市の実態を踏まえ、中央市教育委員会として、今後10年間(平成22年度～31年度)の教育振興をどう図るべきか、その基本計画を策定したものである。

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育大綱の策定、総合教育会議の設置といった新たな仕組みがスタートしたが、総合教育会議において協議した結果、「中央市教育振興基本計画」をもって中央市の教育に関する大綱に代えることとしたため、この度計画を見直し、改訂版を策定した。

計画では、まず、県の基本計画を基にして、市の教育の現状と課題を明らかにし、次にその解決に向けての施策の概要を述べ、最後に進捗状況の点検及び評価を記す、いわゆる、P-D-C-Aサイクルの中で、日々の教育実践が営まれるよう配慮した。その際、市民の目線から見て、「生きて働く計画」とするため県に習い、箇条書きを多用し、シンプルで分かりやすいものにするよう心がけた。

本計画により、中央市のまごころ教育がより一層進展することを願って已まない。

### 3 中央市の概要

中央市は、平成18年2月20日、玉穂町・田富町・豊富村が合併して誕生した。

市は甲府盆地の南西に位置し、東は鎌田川を挟んで甲府市に、北は昭和町に、西は釜無川を挟んで南アルプス市に、南は笛吹川を挟んで市川三郷町に接している。

人口約31,000人、面積32k㎡。甲府盆地の中心部に位置する小さな市であるが、「平成27年度全国都市住みよさランキング（東洋経済）」では、全国791市区中第32位（県内1位）の「爽り豊かな生活文化都市」である。

主な土地利用は、農地27.1%、宅地20.7%、公共公益施設等19.5%、森林17.2%等で、居住や産業に利用されている平坦地が多い。市内には工業団地、大型ショッピングセンター、山梨大学医学部附属病院等があり、交通の便もよく利便度、安全度等が高い評価を得ている。少子高齢化が進みつつあるが、児童生徒数の減少は緩やかである。外国籍住民の比率が約4.4%（県内第1位）と高く、その約6割がブラジル国籍である。

総合計画策定時に実施した市民アンケートでは、市の魅力として、「優良な農地があり、多様な農産物に恵まれている」「移動が便利」「日常の買い物等が便利である」等が評価され、教育面では「道徳心や倫理観を重視した教育の推進」が求められている。

教育委員会事務局には教育総務課、生涯教育課の2課があり、まごころをはぐくむ教育諸条件の整備や、あらゆる世代への学びの提供を目指す生涯学習の振興に取り組んでいる。また、毎年2月20日を「中央市教育の日（通称まごころの日）」と定めている。

市内には、6小学校と2中学校、山梨大学医学部附属病院内に病弱児童生徒を対象とした院内分校が小・中各1校ずつあり、総計2,527人（内外国籍110人）の児童生徒が在籍している。規模は最小が180人、最大が476人である。（平成28年4月1日現在）

全体的に落ち着いた環境下で学習しており、学校長を中心に、まごころをはぐくむ特色ある教育が進められている。



#### 人口と世帯（平成28年4月1日現在）

住民基本台帳人口	30,888人（男15,319人 女15,569人）
世帯数	12,560世帯
外国籍住基人口	1,360人

## 4 中央市の教育の基本 (平成18年12月4日 教育委員会制定)

中央市の教育の基本

まごころ

- ・生きる力をはぐくむ教育 (生)
- ・命を大切にする教育 (命)
- ・信頼しあう教育 (信)

<参考資料> 「まごころ」とは

<広辞苑> 誠の心・いつわりのない真実の心。赤心。

<全訳古語辞典> いつわりや飾りのない心・気持ち。素直な心・気持ち。

<明鏡国語辞典> 偽りや飾りのない真実の心。

## 5 中央市教育の日（まごころの日）

平成21年1月6日 教育委員会制定

### <趣旨>

私たちは、人格の完成をめざし、心身共に健康な市民の育成を期し、「中央市の教育の基本」として「まごころ」を掲げ、生きる力をはぐくむ教育、命を大切にす教育、信頼しあう教育を推進しています。

中央市の「中」には「こころ」、「央」には「求める」という意味もあります。実り豊かな市をつくるためには、実り豊かな教育環境が必要です。

市民一人ひとりが「中央市の教育の基本」に思いをいたし、自分をふりかえり、まごころをはぐくみ、豊かな教育環境をつくる契機とするため、中央市が誕生した2月20日を、「中央市教育の日（まごころの日）」として、ここに制定します。

### <具体的取組>

- ①「中央市教育の日（まごころの日）」を広く一般にPRする。毎年広報等で知らせる。
- ②市制記念式典で児童生徒等の発表（吹奏楽、合唱、弁論等）を行う。
- ③各学校等ではその日又は近い日に「中央市教育の日（まごころの日）」制定の趣旨について、集会、学級会、放送、掲示等で指導する。
- ④関係機関は、恒常的に「中央市の教育の基本」の徹底を図る。
- ⑤毎年8月、市連合PTA、教育委員会、教育協議会等の共催で、「中央市教育振興大会」を開催し、教育の現状と課題を確認し協働してまごころ教育を推進する。
- ⑥その他、必要に応じて制定の趣旨に叶った取組を行う。

### キャッチコピー

「まごころで <sup>ひら</sup> 拓く 豊かな中央市」

## 6 第1次中央市長期総合計画（後期基本計画）

（平成25年3月策定）

### （1）まごころをはぐくむ教育

平成23年度に実施した市民アンケートによれば、学校教育にかかわる市の取り組み方として、引き続き「道徳心・倫理観を重んじた教育の推進」に向けた取組の強化が求められている。

また、児童生徒の安全な暮らしと学ぶ環境を確保するため、家庭、学校、地域社会、行政が連携した体制をより強化していく必要がある。

外国籍児童に対する言葉の問題などへの対応については、今後も継続的に強化する必要がある。

障がいの重複化や多様化が進み、発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）のある児童生徒が増加傾向にあり、これらの児童生徒に対する支援の充実が求められている。

教育カリキュラムの改善に対応した施設改修については、各学校の状況や児童生徒数の変動などを踏まえ、老朽化に伴う大規模改修工事計画などとの調整を図りながら、計画的、効率的に実施していく必要がある。

身近な地域や市内全域に対する児童生徒の関心を高めるとともに、市の教育方針に対する市民の理解を深めていく必要がある。

### （2）あらゆる世代への学びの提供

幼児から高齢者まで市民の幅広いニーズに対応した生涯学習の機会と内容の充実、情報提供の推進が求められている。また、生涯学習の拠点として、図書館機能の充実も求められている。

各種教室、講座等を受講する生徒が、学習活動を継続することができるよう、参加しやすい時間帯（曜日）などへの配慮、指導者や自主グループの育成が必要である。さらに、NPO、ボランティア団体および山梨大学などの県内各大学との連携による生涯学習プログラムのさらなる充実が必要である。

子どもたちが安全で健やかに過ごせる居場所づくりに向けて、放課後子どもプランのさらなる推進が求められている。また、地域文化の伝承と世代間の交流の場として、地域活動やボランティア活動の促進が求められている。

市内のスポーツ活動施設について、老朽化している施設も多く、施設維持管理費は年々増加傾向にある。今後は、施設の利用状況、類似施設の近接状況、設置目的などを踏まえ、全市的な視点から利用しやすいスポーツ施設の再配置などの検討が必要となっている。

体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなど各種スポーツ団体や生涯スポーツの推進役であるスポーツ推進委員との連携により、市民ニーズを踏まえた効果的な生涯スポーツ推進に向けた取組が必要である。また、スポーツ活動の指導者養成・確保・活用といった指導体制の充実が引き続き求められている。

文化財の中には、破損・腐朽・風化のおそれがあるものが含まれており、修理・保存処理など適切な対応が必要である。